

(2) 良好な景観の形成

施策の目標		都市景観や農山漁村景観を保全、創出するなど、良好な景観の形成を図るための目標を次のとおりとします。 ◆やすらぎとつるおいをもたらす個性と魅力にあふれた良好な景観を確保します。		
数 値 目 標	目標項目	市町村の景観制度策定数		
	目標値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		18 件	14 件	10 件
【数値目標の説明】 市町村における景観形成に係る基本計画又は景観条例の策定数です。 ※ 平成22(2010)年度及び平成18(2006)年度の目標値は、平成15(2003)年12月末現在の市町村数(66市町村)に基づき設定しました。				

ア 都市景観の保全・創出

- ◆ 屋外広告物に対する規制【県土整備部】
「三重県屋外広告物条例」の基づき、屋外広告物の表示・設置を禁止若しくは制限し、また不適正に表示・設置されている屋外広告物に対し、改善・撤去等を求めることにより秩序ある屋外広告物景観の形成を目指します。
- ◆ 市街地における幹線道路の無電柱化の推進【県土整備部】
市街地などで安全で快適な通行空間を確保するとともに、都市の景観、防災性を向上させるため、幹線道路での無電柱化を進めます。
- ◆ つるおいのある道路空間の創造【県土整備部】
道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できる道路のランドマークとして、また地域文化、物産物等を紹介する情報発信の場として、地元市町村等を中心に「道の駅」を整備していきます。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	幹線道路の無電柱化率		【目標の説明】
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	○県が管理する国道及び県道における無電柱区間延長の割合
	2.8 %	2.1 %	

イ 農山漁村景観の保全・復元

◆ 農山漁村景観の保全【農水商工部】

農地の多面的機能を維持しつつ、環境との調和や農山漁村景観の保全に配慮した整備を行います。

◆ 里地里山等の保全活動の促進【環境森林部】（再掲）

里地里山などの身近な自然を保全するため、自然環境保全条例に基づく里地里山保全活動計画認定制度やみんなで自然を守る活動認証制度等を適正に運用するとともに、これら活動のリーダー育成のための講習会を開催するなど、県民等による自発的な自然環境保全活動を支援します。

◆ 歴史的・文化的遺産レッドデータブックの作成【生活部】（再掲）

農山漁村景観を形成してきた道標、野仏や特色ある建造物などを含む歴史的・文化的遺産の現状調査を行い、「歴史的・文化的遺産レッドデータブック」として編集します。

◆ 松林等の病害虫の防除【環境森林部】

松くい虫等の病害虫による森林被害は、森林資源の損失にとどまらず、森林の公益的機能の低下等につながるものです。

このため、森林病害虫等防除法に基づき、伐倒駆除をはじめとした松くい虫被害対策を総合的かつ計画的に進めていきます。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	歴史的・文化的遺産レッドデータブック作成地域数		【目標の説明】 ○道標、常夜燈、野仏や伝統行事・祭りなどの歴史的・文化的遺産のレッドデータブック作成地域数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
		4 地域	

ウ 良好な郷土景観の形成

- ◆ 良好な屋外広告物景観の形成【県土整備部】
 良好な屋外広告物景観形成のより積極的な推進のため、「屋外広告物沿道景観地区」における、適正な屋外広告物の表示・設置を徹底します。
- ◆ 市町村における景観形成の促進【県土整備部】
 良好な景観を保全、創出するため、市町村における景観条例や景観法に基づく景観計画の策定、景観地区等の設定などの取組を促進します。
- ◆ 景観づくりに関する普及・啓発の実施【県土整備部】
 まちづくり月間（6月）や都市景観の日（10月4日）を中心に、良好な景観づくりに関する啓発活動や屋外広告物クリーン運動等を行います。
- ◆ 伝統的建造物群保存地区の保存・修理【教育委員会】
 地域が育んできた歴史的な景観を保全するため、重要伝統的建造物群保存地区関町関宿伝統的建造物群保存地区の保存・修理を促進します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	景観保全地区数		【目標の説明】 ○景観法に基づく景観地区、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区の指定か所数の合計値
	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
目 標 値	2 か所	1 か所	